

## 第5部 - 第1 地域福祉の推進

### 基本的な考え方

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、日本の社会福祉制度は大きく転換しました。社会福祉の基礎構造改革として、福祉サービス利用の仕組みが、措置制度から利用者の選択に基づく契約制度へと変更され、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化などに重点が置かれることとなりました。また、保健・医療・福祉の連携に加えて、住宅や都市施設でのバリアフリーを基礎としたまちづくり施策、さらには教育との関連も重視した地域福祉計画の策定が課題となりました。

これらの視点を踏まえて、平成15年に、「健康・福祉総合計画2010」が多くの市民の参加を得て策定されました。この計画は、福祉に関する総合的な計画であり、従来個別的に作成されてきた計画と、地域福祉計画などを含む、すべての福祉に関わる計画がこの計画において策定されたこととなりました。

その後、国による「介護保険法」の改正、「障害者自立支援法」の成立などが行われ、制度全体が大きく変わりました。市では、市民が希望を持って三鷹の地で暮らし続けることができるまちづくりをめざし、市民会議及び健康福祉審議会の検討を経て、平成18年3月に「健康・福祉総合計画2010」が改定されました。

具体的な事業では、成年後見制度などの専門相談や福祉サービスの利用援助をサポートする「権利擁護センターみたか」を開設したほか、まちづくりと福祉の関連において、平成15年10月に、「バリアフリーのまちづくり基本構想」を策定し、全ての人が差別を受けないよう、心のバリアフリーを啓発するための取り組みを推進しています。

今後の施策としては、「地域ケア推進プロジェクト」における事業として、地域ケアネットワーク・井の頭を中心に活動の充実を図るとともに、他地区においても、地域の住民との協働による新たなネットワークづくりを進めます。

また、すべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくりをめざして、都市施設のバリアフリー化を推進し、すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザイン(注1)のあり方について引き続き研究を行います。

この他、福祉の自己評価システムの検討、第三者評価事業の推進・支援など福祉サービスの質の確保へ向けた施策を推進します。また、総合的な相談体制の整備とサービス利用者の支援など、身近な場所での総合的な相談・支援に関する施策を検討します。

これらの、「健康・福祉総合計画2010(改定)」の計画に沿った施策の推進を図り、基本構想がめざす高福祉のまちを実現します。

(注1)ユニバーサルデザイン:バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことをめざしていたのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざす。

### まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
福祉ボランティアの参加者数	17,000人	15,682人	17,765人	20,000人

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
福祉活動を行う団体数	—	43団体	67団体	75団体

支え合う福祉の目安となる指標です。ボランティアセンターを中心とする活動状況(延べ人数、ボランティアセンター登録・連携のボランティア団体やNPO)を把握し、ボランティアや活動団体の自主性を尊重しつつ、福祉の風土づくりに努めます。

## 施策・主な事業の体系

### 1 条例・計画の整備

(1) 健康福祉総合条例の改正の検討	健康福祉総合条例の改正の検討
(2) 「健康・福祉総合計画2010」の推進	「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進

### 2 相談体制の整備とサービス利用者支援

(1) 総合的な相談体制の整備と情報提供	福祉総合案内の充実
	苦情・相談体制の整備
	わかりやすい情報提供の拡充
	インターネット等の活用
(2) サービス利用者への支援	権利擁護センターみたかの運営の充実

### 3 福祉の拠点整備

(1) 福祉施設の整備と運営の充実	既存福祉施設の運営の充実
(2) 小中学校の地域福祉の拠点化	地域ボランティアの拠点化
	福祉交流サロン設置の検討
(3) 地域ケア拠点の整備	民間活力を導入した地域ケア拠点の整備

### 4 バリアフリーのまちづくりの推進

(1) バリアフリーのまちづくりの推進	バリアフリーのまちづくり基本構想の推進 (「第3部 - 第3 1 住環境の改善」参照)
	都市施設のバリアフリーの推進
	すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザインの研究と推進
	バリアフリー施設ガイド(仮称)の作成・運用
(2) 心のバリアフリーの推進	心のバリアフリーに関する啓発・広報活動の充実
	ボランティア活動の振興等
	高齢者・障がい者等への理解を深めるための教育の推進
(3) 住宅のバリアフリーの推進	住宅バリアフリー改修助成事業の推進 (「第3部 第3 1 住環境の改善」参照)
	公共住宅等へのバリアフリーの導入 (「第3部 - 第3 1 住環境の改善」参照)
(4) 利用しやすい移動手段の確保	福祉有償運送事業者への支援
	移送サービスへの支援
	コミュニティバスの充実
	リフト付タクシーへの支援
(5) 災害時要援護者への対応の検討	災害時要援護者支援モデル事業の実施

#### 5 福祉を支える環境づくりの促進

(1) 支え合う意識づくり	地域交流、世代間交流の推進 (「第5部 - 第2 高齢者福祉の充実」参照)
	福祉教育の推進
(2) コミュニティを基礎とした地域福祉の展開	コミュニティ住区を単位とした地域福祉活動の推進
	地域ケア推進事業の拡充
	市民参加による地域の福祉活動の充実・展開
	農業と福祉の連携(「第2部 - 第2 都市型農業の育成」参照)
(3) ボランティア・NPO活動の推進	NPO活動への支援と基盤整備
	ボランティア活動の推進
(4) 福祉の人財育成	三鷹ネットワーク大学との協働による福祉の人財育成 (「第7部 - 第1 1 生涯学習活動」参照)
(5) 住宅の整備促進	高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
	民間住宅の供給誘導・要請

#### 6 保健・医療・福祉との連携

(1) 医師会等との連携	医師会・医療関係機関との連携 (「第5部 - 第5 健康づくりの推進」参照)
(2) 保健所等との連携	保健所・保健関係機関との連携 (「第5部 - 第5 健康づくりの推進」参照)

#### 7 福祉基金等の活用・研究

(1) 健康福祉基金の活用	健康福祉基金の活用
(2) 地域ファンドの研究	市民・企業等との協働によるファンド運用等の研究

#### 8 サービスの質の確保

(1) サービスの質の確保	福祉の自己評価システムの検討
	第三者評価事業の推進・支援
	オンブズマンの活用

#### 9 市民墓地・市民葬祭場の設置検討

(1) 市民墓地・市民葬祭場の設置検討	市民墓地・市民葬祭場の設置検討
---------------------	-----------------

#### 10 推進体制の整備

(1) 社会福祉協議会の機能充実	「みたか社協2007 地域福祉活動計画」への支援と連携
(2) 社会福祉事業団の連携・強化	社会福祉事業団への支援と連携
(3) 社会福祉法人・NPO等への支援	社会福祉法人への支援と連携
	NPO・ボランティア等への支援と連携
(4) バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実	バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実 (「第3部 - 第3 1 住環境の改善」参照)

### 主要事業（示しています）

1 - (2) - 「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進

平成18年度に改定した「健康・福祉総合計画2010(改定)」の事業を推進します。

(市・市民・関係団体・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
「健康・福祉総合計画2010」の推進	計画の推進	推進	推 進			→

2 - (1) - 福祉総合案内の充実

専任の案内スタッフ等による福祉総合案内でのサービスを、高齢者や障がい者などに配慮して充実します。また市民がより身近なところで相談支援が受けられるようなしくみづくりをめざして、相談サロンの拡充や地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、障がい者支援センターとの連携を強化し、全市的な相談体制の強化とネットワーク化を図っていきます。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
福祉総合案内の充実	実施	検討	実 施			→

2 - (2) - 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
権利擁護センターみたかの運営の充実	運営の充実	設置・運営	充 実			→

3 - (3) - 民間活力を導入した地域ケア拠点の整備

地域ケアのあり方、地域ケア拠点施設の機能等について、新川団地をモデル地区として、都市再生機構と協働で行った調査研究を踏まえ、地域ケアサポート事業のセンター機能、24時間見守り事業等との連携機能、福祉の人財育成機能を持つ、市全体の地域ケア拠点を、民間活力の導入により整備します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者・都市機構等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
地域ケア拠点の整備	拠点の整備	事業着手	整 備			→

4 - (1) - 都市施設のバリアフリーの推進

三鷹駅前広場については、バリアフリーの視点を持って整備します。モデル路線を選定しての道路整備などを推進するほか、三鷹駅構内の各ホームにエレベーター等の整備を促進します。

(市・都・国・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
三鷹駅エレベーター等の整備 (事業費:約2億7千万円)	整備	着工	着工	完成		

4 - (2) - 心のバリアフリーに関する啓発・広報活動の充実

4 - (2) - ボランティア活動の振興等

4 - (2) - 高齢者・障がい者等への理解を深めるための教育の推進

全ての人々が差別を受けることがないように、心のバリアフリーを推進します。差別意識をなくし、人権や障がいについての理解を深めるため、教育や交流などの事業を展開して、地域社会の中でのバリアフリーをめざします。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
啓発・広報活動の充実	啓発・広報活動の充実	実施	充実			▶
ボランティア活動の振興	障がい者等とボランティアとの積極的な交流	実施	充実			▶
教育の推進	人権や障がい理解を深める教育の推進	実施	推進			▶

5 - (2) - コミュニティ住区を単位とした地域福祉活動の推進

5 - (2) - 地域ケア推進事業の拡充

地域ケアネットワーク・井の頭を中心に、住民協議会をはじめとする地域の市民、関係団体等との協働により、相談サロンや井の頭地区で生活課題を抱える高齢者等の日常生活を支援する地域生活支援サービスシステムを実施するなど、活動の充実を図るとともに、傾聴ボランティアの養成と活動を支援します。また、新川・中原地区をはじめとした他の地区においても新たなネットワークづくりを進めます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
地域ケア推進事業の拡充	事業の充実 地区の拡充	実施	地区 事業 の 拡 充 ・			▶

5 - (4) - 三鷹ネットワーク大学との協働による福祉の人財育成

生涯学習やNPO・ボランティア支援の視点も含めて、地域のさまざまな人財を総合的に育成する三鷹ネットワーク大学との協働による、福祉の人財育成についても取り組みを行います。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
三鷹ネットワーク大学との協働による福祉の人財育成	福祉の人財育成	実施	推 進			→

8 - (1) - 福祉の自己評価システムの検討

8 - (1) - 第三者評価事業の推進・支援

福祉サービス全体の量と質の確保と、その評価について、自己評価システムの導入を検討するとともに、第三者機関による評価事業を推進し、市民評価などのしくみづくりを支援します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
福祉の自己評価システムの導入	システム検討と実施体制の整備	実施	推 進			→
第三者評価事業の推進・支援	サービス評価結果の検証	実施	推 進			→

**新規・拡充事業等( 示しています)**

1 - (1) - 健康福祉総合条例の改正の検討

福祉・保健・医療等の制度の変革の中で、市民ニーズに対応した福祉・保健施策を総合的に推進するため、その基本となる健康福祉総合条例の改正を検討します。

(市・市民・関係団体・学識者)

3 - (2) - 地域ボランティアの拠点化

3 - (2) - 福祉交流サロン設置の検討

小中学校の余裕教室等を、地域福祉の拠点として活用します。小学校では特に、子どもの遊び場や、子育て支援の拠点としての活用を検討します。また、中学校では、広く市民を対象とした利用を想定し、地域ボランティアなど地域の拠点としての活用や、福祉全般の問題について誰もが利用できる相談・支援の窓口として、市民自らの運営による福祉交流サロンの設置などを検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

4 - (1) - すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザインの研究と推進

バリアフリーの視点をさらに進めた、すべての人が利用しやすい製品・環境・情報のデザインをめざして、行政におけるユニバーサルデザインのあり方についても研究し、推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

4 - (1) - バリアフリー施設ガイド(仮称)の作成・運用

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置など、バリアフリー対応状況を市民に提供するバリアフリー施設ガイド(仮称)のウェブサイトを作成し、運用を開始します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

4 - (4) - 福祉有償運送事業者への支援

既存の公共交通事業者だけでは対応できない障がい者の移送ニーズに対して、NPO法人などが行う福祉有償運送事業を支援します。具体的には、行動障がいのある知的障がい者の移動手手段の確保などの拡充を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

4 - (5) - 災害時要援護者支援モデル事業の実施

災害時に支援が必要な災害時要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、引き続きモデル地区を中心に、災害時要援護者支援台帳に基づく福祉・災害時支援マップを作成し、具体的な支援活動のモデル事業を実施します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

5 - (3) - NPO活動への支援と基盤整備

5 - (3) - ボランティア活動の推進

NPO法の制定や介護保険導入によるサービス提供者の多角化など、福祉の担い手は従来よりも幅広くなっています。このようなことから、ボランティア・NPO等の多様な主体への支援を推進するとともに、より効果的な支援のあり方について検討します。なお、現在のボランティアセンターについては、改修等を含めて総合的に検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

5 - (5) - 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進

高齢者や障がい者が民間賃貸住宅へより円滑に入居でき、安心して住み続けられるよう、市民や関係団体等の協力を得ながら、入居や居住継続に係る助成や見守り等の支援制度の充実を図ります。

(市・市民・関係団体)